

【新設】（修繕費用等の支出がある場合の災害損失の額の計算）

12-2-15 法第 58 条第 1 項の規定の適用に当たり、12-2-6 《災害損失特別勘定の設定》により災害損失特別勘定に繰り入れた被災事業年度（当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）後の事業年度開始の日において災害損失特別勘定の金額がある場合には、当該事業年度において修繕費用等として損金の額に算入した金額（保険金等により補填された金額がある場合には、当該金額の合計額を控除した残額とし、災害損失の額に該当する部分の金額に限る。）の合計額から当該事業年度開始の日における災害損失特別勘定の金額を控除した残額が当該事業年度における災害損失の額となることに留意する。

【解説】

- 1 本通達では、被災事業年度において災害損失特別勘定の繰入れを行った法人が、その後の事業年度において修繕費用等を支出した場合の災害損失の額の計算に関する取扱いを定めている。この取扱いは、平成 28 年 4 月の熊本地震に際して公表した個別通達を基本通達として整理したものである。
- 2 法人が、法人税法第 58 条第 1 項《青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し》の規定を適用するに当たって、法人税基本通達 12-2-6 《災害損失特別勘定の設定》により、災害損失特別勘定に繰り入れた被災事業年度（当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）後の事業年度開始の日において災害損失特別勘定の金額がある場合には、当該事業年度において修繕費用等として損金の額に算入した金額（保険金等により補填された金額がある場合には、当該金額の合計額を控除した残額とし、災害損失の額に該当する部分の金額に限る。）の合計額から当該事業年度開始の日における災害損失特別勘定の金額を控除した残額が当該事業年度における災害損失の額となることを留意的に明らかにしている。
これは、実際の修繕費用等の額が、被災資産に係る修繕費用等の見積額である災害損失特別勘定の金額を上回った場合には、その上回った部分のみをその支出をした当該事業年度の災害損失の額とすることで、災害損失の額の重複計上を排除するものである。
- 3 連結納税制度においても、同様の通達（連基通 20-2-21）を定めている。